



# 交通安全ニュース



6月30日から改正道路交通法が施行され、いわゆる「あおり運転」は「妨害運転」として新たに罰則が創設されました。また、この「妨害運転」は、自転車にも重い罰則が科せられ、さらに「自転車運転者講習」の受講対象となる危険行為に追加されました。

(自転車運転者講習の受講対象危険行為…信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路における車両の通行義務違反、通行区分違反、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切への立ち入り、交差点での優先道路通行車妨害など、交差点右折時の通行妨害など、環状交差点での安全進行義務違反など、一時停止違反、歩道通行時の通行方法違反、制動装置(ブレーキ)不良自転車の運転、酒酔い運転、安全運転義務違反、妨害運転)

## STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転  
をした場合



### 1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10種類の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転  
のせいで **危険が  
生じた場合**



### 2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

**違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



通行区分違反



急ブレーキ  
禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用  
制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反  
(高速自動車国道)



高速自動車国道等  
駐停車違反

妨害運転のような執拗で危険な行為を受けた時は、身の安全を第一に安全な場所へまず避難し、窓を閉め、即110番通報をしてください。